

情報通信審議会 情報通信技術分科会

I P ネットワーク設備委員会（第56回）

議事概要

1 日時

令和2年1月20日（月）13時01分～14時07分

2 場所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員会構成員

相田 仁（主査）、会田 容弘、内田 真人、江崎 浩、尾形 わかは、前田 洋一、
松野 敏行、向山 友也、村山 優子、山本 一晴

（2）オブザーバ

桂 一詞（日本電信電話株式会社）、小畠 和則（株式会社NTTドコモ）、桂 智一
(株式会社NTTドコモ)、毛利 政之（KDDI株式会社）、尾崎 旨樹（ソフトバンク株式会社）、小川 宗晃（楽天モバイル株式会社）、笹野 潤（情報通信ネットワーク産業協会）

（3）総務省

竹村 晃一（電気通信事業部長）、中村 裕治（電気通信技術システム課長）、井手信二（電気通信技術システム課認証分析官）、田畠 伸哉（電気通信技術システム課課長補佐）、村上 理一（安全・信頼性対策室課長補佐）、石原 浩樹（電気通信技術システム課課長補佐）、廣瀬 照隆（番号企画室長）

4 議事

（1）通信インフラの耐災害性強化に向けた対応策（案）について

- ・事務局（中村課長）より、資料56-1、参考資料56-4、参考資料56-5に基づき、通信インフラの耐災害性強化に向けた対応策（案）について説明があった。
- ・ヒアリング終了後、質疑応答を行った。

【相田主査】

他省庁等の規定等のレベルも踏まえて、省令レベルではなく告示のレベルで具体的な数値を入れ、かつそこで、従来は都道府県庁等ということで役場関係のみをカバーしていたところに、災害拠点病院についても、少なくとも24時間化を努力義務とすることを加えるということで事務局からご提案いただいたところだが、これにつきましてご質問、ご意見あればお願ひしたい。

【村山構成員】

今回の資料は大変よくまとまっていると思う。私がいつも気にしていた状況把握についても入れていただいて、情報整理がとてもよくできていると思う。

最後のほうに移動電源車なる記述があるが、地震とか津波のとき実際どうなるかというと、道路が瓦れきで通れない状態になる。いろいろなところに配置するというものと、例えば、電気自動車から逆にそれを蓄電池として利用するということ、すなわち、移動することではなくて、そこにある車両から電源をとるという考え方もご考慮いただくとよいのではないかと思う。

【松野構成員】

15ページ目の、義務化と努力義務の言葉の違いを教えてほしい。

それと、先ほど告示でとかおっしゃいましたけども、それは参考資料の56-2の例えば27ページの記述が変わるのでしょうかというのが2つ目の質問。

それから、資料56-1の15ページで、例えば少なくとも24時間化を義務化というのがあり、先ほど水道会社とか鉄道会社の例が出ていたけれど、ほかに同じような告示の変更される、通信業界以外で何かそういう動きが他省庁であるのか。例えば水道は、役場では24時間化を義務化するような動きがあるのかどうかということについて教えてほしい。

【事務局（中村課長）】

まず1点目、義務化とか努力義務といったような部分について、先ほどご指摘をいただきました参考資料56-2、特にこの27ページ目の部分、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準のうち停電対策に関して実際どういう規定になっているのかというと、27ペ

ページにあるような規定がある。さらに実際には、このそれぞれの規定に対して、事業者の方々の性格・種類に応じまして、二重丸や丸の表形式で規定をされているというのが安全・信頼性基準の実際の形である。

その中で例えば二重丸になっている部分については、これを実施すべきであるというような言い方で書かれている。それに対して単純に丸になっているようなものにつきましては、実施に努めるといったような言い方。まさしくその中で、これはやるべきものなのか、それに努めるべきものなのか、その違いが安全・信頼性基準の中でわかるように書かれているのが実態である。

こういったようなこれまでの規定も踏まえ、この27ページ目の、実際には停電対策、これまで7の力のところで長時間にわたり停止することを考慮することというふうになっていた部分について、少し具体的には数値も含めた上で、さらに事業者の方々の性格等に応じて、実施しなければいけない、あるいは努めなければいけないのか、そこがわかるように書き分けていってはどうかと考えている。

それからもう一つが、他省庁の関係の他のインフラの関係で今回見直しがあるのかといったようなことについて、我々がこれまで聞いている範囲では、特に省令とか告示を見直すといったような動きは今のところ我々としては聞いていない。一方で通信の関係につきましては、先ほど申し上げましたが、政府全体で見直し作業を進めてきた大きな検証作業の中で、3つのトピックのうちの1つとして取り上げられたというようなこととか、通信インフラ、これが社会的・経済的な基盤になってきているというようなことも踏まえまして、一歩半歩でも早く取り組みを進めて、なるべく他のインフラにも影響が及ぶような形で、他のインフラにもついてきてもらったらどうかなというようなことも含めまして、今回このような提案をさせていただいたというような状況でございます。

【相田主査】

この件に関して、事前に資料お配りしていたとはいえ、詳しくご説明いただいたのは本日これが初めてなので、この後、本日ご説明いただいた内容を報告案に盛り込んでいくことになるとは思うが、その過程及び盛り込んだ案を再度構成員の方々にごらんいただき、コメントがあればいただきたいと思う。

【ソフトバンク（尾崎）】

本件に関して、災害時における通信事業者と総務省様の連絡会・部会において詳細のほうの議論をさせてもらっている。特に15ページ目の（3）において、重要な都道府県庁及び離島・山間系に関して少なくとも72時間化の努力義務とするというふうに案を記載いただいている。

一方、8ページの真ん中くらいに具体的な対応策というところで、耐荷重等の物理的な制約も加味して検討した上でというところの記載がある。実際、予備電源の確保に関して、かなりの重量物になっており、72時間のものを設置するとなると、結構な重量とかスペースを確保する必要があり、先ほどありました連絡会・部会においては、ここの解釈について、必ずしも予備電源だけではなくて、日ごろからの障害が起きたときの体制とかそんなところも含めて対応していこうというふうに議論をしていると聞いている。

そういうところで、報告書に記載する内容に関しては、これから2月にかけて議論させていただくことになるが、ご相談をさせていただければと考えているので、よろしくお願ひしたい。

【相田主査】

具体的な報告書に上げる文面ができましたら、あるいはできる前でも結構ですけれども、追加のご意見等ございましたらぜひ事務局のほうまでお寄せいただきたい。

（2）第三次報告（案）について

- ・事務局（田畠課長補佐）より、資料56-2、参考資料56-6に基づき、第3次報告（案）について説明があった。
- ・ヒアリング終了後、意見交換を行った。

【相田主査】

特に第2章の内容については、これまでにご議論いただいた、あるいは前回事務局にお示しいただいた骨子案等におよそ沿ったものと思うが、安全・信頼性基準の改正案などの文言などもあるので、こちらにつきましてもある程度時間をかけてゆっくりチェックいただきたいと思っているところではあるが、本日この場でご質問、ご意見等をいただける部分があれば、ぜひお願ひしたい。

【村山構成員】

本題とは全く関係ないが、技術用語で「トラヒック」とは日本語的だと思うので、英語読みとして、「トラフィック」としてはいかがか。でも、総務省内でトラフィックのこと はトラヒックというふうに決まっているなら仕方ないが、令和という新しい時代なので、 そういう意味でも新たにちゃんとした言い方に直してはいかがかと思った。

【相田主査】

しばらく前までは学術用語がトラヒックだった。ただ、もう何年か前にどっちでもいいことにたしかなったような気もするので、総務省でなのか、どの範囲なのか、ある程度統一的にやったほうがいいと思うので、そこについてはご確認、ご検討いただければと思う。

【松野構成員】

ご説明いただいた参考資料 5 6 – 6 の、新たな規定の追加に 2 行書いてあって、要は、 キャリアさんがキャリア以外の者が提供する云々とある。例えばどこかのキャリアさんが どこかのクラウド事業者に「これを満たしていますか」と聞いて、「満たしています」と宣言書をもらうというイメージと、それから、クラウド事業者さんに、「うちのサービスはど このサーバーに入りますか。それはどこのビルに入っていますか。そのビルの電源設備は どうなっていますか」みたいなことを細かくチェックしてやるべきだと、イメージが 2 つ あると思うが、どちらのイメージなのか。

【事務局（田畠課長補佐）】

こちらで想定しているのは、電気通信事業者が外部クラウドを利用して提供する電気通信サービスについては、当該サービスも含めた通信サービス全体としてしっかり品質管理を行うべきという趣旨である。

【相田主査】

実際踏み込んでいって調べるというわけにはいかないと思いますので、ちゃんといわゆる S L A を結ぶなり何なりというようなことで、電気通信事業者側が外から聞かれたときは、「はい、ちゃんとそれを満足する設備を使っています」と総務省に言えるような体制にしておくということかなと思う。

【江崎構成員】

関連するところだと思うが、基本的にはキャリアサイドが外部設備を使う場合に、障害に対しての考慮をちゃんとしておくというのが多分この裏側にはあって、別のところで起こっている事案としては、100%クラウド事業者を信頼したがゆえに、障害が発生したときの対策をしていなかったがためにシステムが落ちたというのが、やっぱりアプリケーションとしては別のエリアで存在しているので、通信事業者に関してはちゃんとそれを確實にやりなさいというのを改めて言っているという箇所だと思う。

【向山構成員】

56-6の資料の1ページ目の質問だが、新たな規定の追加ということで「電気通信事業者が電気通信事業者以外の者が提供する電気通信設備を利用して」というふうになっている。頭が整理できていないが、電気通信事業者以外の者が提供して、それを利用する場合というのは、電気通信設備に限定されるか。要するに、電気通信事業者が電気通信役務を提供するときに利用するものというのが、電気通信事業者以外が提供する電気通信設備に限定されるのかどうかというのがまだ整理できていないが、どうなのか。

【事務局（田畠課長補佐）】

電気通信事業者が電気通信役務を提供する際に利用する設備を意図するが、この規定の具体的な書きぶりについては本答申後の手続にて確定することとなる。

【向山構成員】

趣旨はわかった。やはり書き方だと思うが、結局、電気通信事業者以外の者は必ずしも電気通信設備を提供していないような気がする。結果的に電気通信事業者がそれを利用したときに初めて電気通信設備になるような気がするので、そのあたりだけちょっと気になった。

【相田主査】

検討してもらえるか。私も文言的に気になったところ。電気通信事業者以外の者が電気通信設備を持っているのは表面的に気になるので、一番広く解釈するのなら当該電気通信

事業者以外の者が提供する設備ということになるかと思いますし、ほかの電気通信事業者から借りたときに、相手の電気通信事業者任せで本当にいいのかということでもあるとは思うので、そこら辺を含めてもう少しご検討いただければと思う。

(3) その他

- ・事務局（田畠課長補佐）より、今後の予定について説明があった。